

店舗リニューアル助成金注意事項

①単なる老朽化による修繕工事は対象外です。

工事によって、経営状況をより良くすること
が見込まれるものが対象です。

例：(1) 単なる老朽化による白熱灯等の電気
工事（法改正等によるものも含む）

→**対象外**

(2) 電気工事によって、店内を明るくし、
お客様の滞在時間を長くすることで、お
客様単価等を上げる目的がある電気工事

→**対象**

②備品購入は対象外です。設備改修は①の条
件を満たしたうえで対象となる場合があり
ます。

③リニューアル助成金の申請には、事前に店舗診断の受診が必要となります。

店舗診断は、市の委託している事業者にて実施するため、費用は発生しませんが、診断終了まで1か月半～2か月ほど期間を要します。補助金を申請して着工を開始するのはその後となるので、スケジュールの確認をお願いします。申請の流れは別添チラシのとおりです。

④過去に同補助金またはこの補助金に類する補助を受けたかたは対象外です。

※その他にも申請条件がございますので、HPやチラシをご確認ください。